

支 払 基 金
平成 30 年 3 月 13 日

医薬品マスターの改定について

今般、平成 30 年 3 月 13 日付け厚生労働省告示第 56 号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示第 1 条」に基づき、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、平成 30 年 3 月 14 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20180314」に設定し収載しております。

記

新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：2コード）